

見積依頼公告

下記のとおり見積合せに付します。

記

1. 調達ポータルの利用

本調達は「調達ポータル」(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>) (以下、「システム」という。)を利用した見積合せ手続により実施するものとする。ただし、紙又はメールによる見積書の提出も可とする。

2. 見積合せに付する事項等

- (1) 調達件名 令和8年公認会計士試験(第Ⅱ回短答式試験)立会の補佐員派遣業務
- (2) 履行場所 石川県金沢市新神田4丁目3番10号 金沢新神田合同庁舎
石川県内の試験場
- (3) 業務概要 公認会計士試験立会に係る補佐員の派遣等を行う

3. 見積合せに参加する者(以下「参加者」という。)に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度財務省競争参加資格審査(全省庁統一資格)において、資格の種類が「役務の提供等」で、営業品目が「その他」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。なお、本見積合せについて、一の会社(法人)からは一の見積書提出しかできない。
- (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
- (5) 競争参加資格が確認された後、見積合せのときまでに、各省各庁から指名停止等を受けた者でないこと。
- (6) 当局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。
- (7) 当局の契約担当官等が実施した入札等の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしはその他、入札等の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約相手方として、不相当であると認められる者でないこと。
- (8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされておらず、かつ民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加資格の再審査を受けている者(再認定後の競争参加資格による)であること。
- (10) 仕様書に示された項目について、全て仕様書に基づき履行可能であること。
- (11) 見積合せに参加するために必要な次の証明書等(以下「証明書等」という。)及び見積書を下記5.(3)の受領期限までに提出した者であること。

【証明書等】

- ・指名停止等に関する申出書
 - ・誓約書及び役員等名簿
 - ・仕様書「7 派遣元事業主」に定める条件について
- (12) その他の条件については、下記5.(1)に示す場所において説明する。

4. 見積書様式等の交付場所等

- (1) 交付期間 公告日～令和8年4月17日(金)
平日8時30分～12時00分及び13時00分～17時15分
- (2) 交付方法 原則、電子メール又はオンラインストレージを利用した交付とする。交付を希望する者は以下の内容にて choutatsu@hr.lfb-mof.go.jp (「1」は英小文字の「エル」)宛に上記(1)の期間中にメールを送付すること。当局からは、受信したメールアドレス宛に返信する。
- 件名：「令和8年公認会計士試験(第Ⅱ回短答式試験)立会の補佐員派遣業務」
の見積書等交付願
- メール本文：参加者の住所
氏名(法人の場合は、その名称又は商号)
担当者氏名
担当者連絡先
- 添付ファイル：資格審査結果通知書(全省庁統一資格)(写)

5. 見積書等の提出場所等

- (1) 見積書及び証明書等(以下「見積書等」という。)の提出場所及び契約条項等を示す場所
〒921-8508 石川県金沢市新神田4丁目3番10号
北陸財務局 会計課 経理係(金沢新神田合同庁舎6階) TEL 076-292-7867
メール choutatsu@hr.lfb-mof.go.jp (1は英小文字の「エル」)
- (2) 見積書等の提出
見積書等は、次のいずれかの方法により提出すること。
- ① システムによる提出
見積書については、システムで定める手続に従い、下記5.(3)の期限までに提出すること。
証明書等については、下記5.(3)の期限までに紙又は電子メールにて提出すること。
- ② 紙又はメールによる提出
紙による提出の場合は、証明書等を下記5.(3)の期限までに紙又は電子メールにて提出の上、見積書を封筒に入れ糊付けし、封筒表面に氏名(法人の場合は名称又は商号)、見積合せ日及び調達件名「令和8年公認会計士試験(第Ⅱ回短答式試験)立会の補佐員派遣業務に係る見積書等在中」を記載の上、下記5.(3)の期限までに、上記5.(1)の場所へ持参又は郵送により提出することとし、郵送の際は送達過程が記録される簡易書留等により提出すること。
メールによる提出の場合は、見積書等をメールに添付し、メール件名を「令和8年公認会計士試験(第Ⅱ回短答式試験)立会の補佐員派遣業務に係る見積書等」と記載の上、下記5.(3)の期限までに提出すること。
- (3) 見積書等の受領期限
令和8年4月20日(月)17時15分まで(必着)
- (4) 見積合せの日時及び場所
日時：令和8年4月21日(火)11時00分から
場所：北陸財務局会計課事務室
- (5) (3)、(4)については、調達ポータルにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

6. 契約保証金 全額免除する。

7. 見積書の記載金額について

契約相手方決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約価格とするので、見積合せ参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

8. 見積書の無効

本公告に示した見積合せ参加に必要な資格のない者が提出した見積書及び見積合せに関する条件に違反した見積書は無効とする。

9. 契約書等の作成

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

以上 公告する。

令和8年4月3日

支出負担行為担当官
北陸財務局総務管理官 籠 康太郎